

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 5日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町規則第3号

佐用町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

佐用町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月 5日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町規則第3号

佐用町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部 を改正する規則

佐用町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和元年佐用町規則第11号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第17条の2 条例第13条の2の規定により準用する給与条例第23条の2に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲（勤勉手当を支給される職員の範囲から非常勤職員を除外する部分を除く。第21条の2第1項において同じ。）、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

第21条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第21条の2 条例第23条の2の規定により準用する給与条例第23条の2に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

別表第3に次のように加える。

合併20周年記念事業アドバイザー	半日	10,000円
------------------	----	---------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。